

現行版ガイドライン第3章要求事項の改訂案

No.	現行版第3章要求事項		第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項：● 確認事項：○	論点・特記事項	対応（案）
	項目	内容				
1.	取組の対象 組織・活動の 明確化	組織は、全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。 認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> 組織は、<u>原則として</u>全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象としてEA21に取り組み、環境経営システムを構築・運用・維持 認証・登録では、対象組織及び活動を明確化 <u>対象組織の本業に係る活動は対象に含む</u> 	○	-	「原則として」の追記については、EA21の運営に関する検討委員会にて審議承認済
2.	環境 <u>経営</u> 方針 の策定	代表者（経営者）は、環境経営に関する方針（環境方針）を定め、誓約する。環境方針は、次の内容を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 組織の事業活動に見合ったものとする 環境への取組の基本的方向を明示する 組織に適用される環境に関する法規等遵守を誓約する 環境方針には、制定日（または改定日）を記載し、代表者が署名する。 環境方針は、全ての従業員に周知する。	<ul style="list-style-type: none"> タイトルを「環境方針の策定」→「<u>環境経営</u>方針の策定」に変更 <u>企業創業理念、経営事業方針を踏まえた</u>環境<u>経営</u>方針の策定・代表者による誓約 本業に基づく重点分野の特定・基本的方向の明示 環境方針への代表者の署名→全従業員（アルバイト含む）への周知 	○	経営/事業との統合を目的とし、「タイトル」及び「要求事項」の内容を変更	-
3.	環境関連法規等の取りまとめ	事業を行うにあたって順守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、一覧表等に取りまとめる。環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連法規の整理 その他環境関連要求事項の整理 <u>年次見直し</u>、常に最新版となるよう管理 <u>法的要求事項を満たすための組織の取組・アクションの明確化</u> 	○	参考1「主要な環境関連法規」の取り扱いについて	参考1「主要な環境関連法規」は、中央事務局HPに掲載、適宜更新

凡例：AAA：現行版第3章の要求事項の解説部分に記載された内容で、改訂要求事項案に入れた項目

AAA：新規で追加した項目

AAA：第三回作業部会の議論を踏まえた改訂部分

AAA：削除部分

修正履歴：第四回作業部会の議論等を踏まえた改訂部分

No.	現行版第3章要求事項		第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項：● 確認事項：○	論点・特記事項	対応（案）
	項目	内容				
4.	環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価	<p>対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに把握し、その結果を踏まえ、事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとになる活動を特定する。</p> <p>環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）は必ず把握する。</p> <p>事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに環境負荷の把握・環境に大きな影響を与えている負荷及び原因となる活動を特定する。 以下の項目は、必ず把握 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出量 廃棄物排出量 総排水量（あるいは水使用量） （環境負荷が軽微又は管理が困難な事業者は除く） 化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者） <p>----- (要求事項外だが新規/追加情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>コストの把握もあわせて実施</u> <u>事業活動で水を使用しない事業者の場合でも「水使用におけるムダの削減努力」を明記</u> 	○	<ul style="list-style-type: none"> 改訂版別表を参照（資料6）別表の取り扱いについて 水使用量における環境負荷が軽微又は管理が困難な事業者具体例は、要求事項の解説及び審査に係る文書にて明示。 	<ul style="list-style-type: none"> 別表1及び別表2「自己チェックの手引き」を段階的取組に基づき項目を整理 「自己チェックの手引き」にコストの項目も追加
5.	経営に資する環境への取組の有効性の評価	-	<ul style="list-style-type: none"> 審査人の支援のもと、<u>EA21に基づく環境経営の取組内容/活動の本業における有効性を整理・評価</u> 		<ul style="list-style-type: none"> 要求事項は、事業者に向けた事項であることを鑑み、要求事項からは「審査人の支援のもと」という文言を除く。当該点は、要求事項の解説及び審査に係る文書にて明示。 	

凡例：AAA：現行版第3章の解説部分要求事項に記載された内容で、改訂要求事項案に入れた項目

AAA：新規で追加した項目

AAA：第三回作業部会の議論を踏まえた改訂部分

No.	現行版第3章要求事項		第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項：● 確認事項：○	論点・特記事項	対応（案）
	項目	内容				
6.	環境経営目標 及び環境活動 経営計画の策 定	環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。 環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。 環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。 環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知する。	要求事項 2～35 を踏まえた具体的な環境経営目標及び環境経営計画の策定 ・可能な限り数値化された環境経営目標の設定 ・特定の項目*に係る単年度及び中長期（3～5年程度）目標の設定 ・目標達成のための環境経営活動 *「二酸化炭素排出量削減」、「廃棄物排出量削減」、「水使用量削減」、「化学物質使用量管理」削減、「自らが生産・販売・提供する製品及びサービス」（グリーン購入及び生物多様性への取組は、推奨事項とする） 計画の策定 ・目標達成のための具体的な手段、日程及び計画責任者の決定 ・環境経営目標及び環境経営計画の従業員への周知 ・環境経営目標及び環境経営計画の年次及び事業における大きな変更時の見直し	●	・中期目標に係る定義は、「3～5年」とする ・「グリーン購入及び生物多様性」への取組は、推奨事項 ・化学物質管理を目標に含め、「削減」はトル	-
7.	実施体制の構築	エコアクション2 1 環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。	・EA21 に基づく環境経営システムを構築、運用、維持、環境への取組を実施するための効果的な実施体制の構築 ・実施体制における役割、責任及び権限の定義及び周知 ・組織の代表者による経営資源（人・モノ・カネ）の用意	○	-	-
8.	教育・訓練の実施	エコアクション2 1 の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。	・EA21 に基づく環境経営の適切な実行を目的とした一般的な教育・訓練の実施（全従業員） ・環境に関する特定業務がある場合の教育・訓練の実施（特定業務に係る従業員） ・環境に関する特定業務変更時等の教育・訓練の実施	○	「特定教育」→「特定業務」に修正	-

凡例：AAA：現行版第3章の解説部分要求事項に記載された内容で、改訂要求事項案に入れた項目

AAA：新規で追加した項目

AAA：第三回作業部会の議論を踏まえた改訂部分

No.	現行版第3章要求事項		第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項：● 確認事項：○	論点・特記事項	対応（案）
	項目	内容				
9.	環境コミュニケーションの実施	組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応を行い、その結果を記録する。環境活動レポートを定期的に作成し、公表する。	<ul style="list-style-type: none"> 組織内において、EA21に基づく環境経営に関する内部コミュニケーションの実施 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応の実施、結果の記録、再発防止の取組 環境経営レポートの年次での作成及び公表 	○	-	-
10.	実施及び運用	環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。 環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、文書化し、運用する。	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針、環境経営目標及び環境経営計画達成のための必要な取組の実施 環境方針、環境経営目標を達成するための手順の策定、運用 	○	-	-
11.	環境上の緊急事態への準備及び対応	環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的に試行するとともに訓練を実施する。 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。	<ul style="list-style-type: none"> 環境上の事故、緊急事態の想定、対応策の規定及び訓練の実施 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証、必要に応じて改訂 	○	-	-
12.	環境関連文書及び記録	エコアクション21の取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理する。 エコアクション21で必要な取組の記録を作成し、適切に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> タイトルを「環境関連文書及び記録の作成・管理」→「環境関連文書及び記録の作成・管理」に変更 EA21 に基づく環境経営の取組実施のための（紙/電子）文書の作成及び管理 取組の記録の作成及び管理 	○	文書の作成・管理については、要求事項9「実施及び運用」にて既述	-

凡例：AAA：現行版第3章の解説部分要求事項に記載された内容で、改訂要求事項案に入れた項目

AAA：新規で追加した項目

AAA：第三回作業部会の議論を踏まえた改訂部分

No.	現行版第3章要求事項		第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項：● 確認事項：○	論点・特記事項	対応（案）
	項目	内容				
13.	取組状況の確認並びに問題の是正及び予防	環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境経営システムの運用状況を、定期的に確認及び評価する。 環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価する。 環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境経営システムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。	取組状況の確認、その有効性の評価。問題が特定された場合の 原因分析、是正及び予防 以下を 少なくとも毎年1回以上、適切な頻度で 確認・評価、 及び必要に応じて改善案を作成 <ul style="list-style-type: none"> 環境経営目標の達成状況 環境経営計画の実施状況 環境経営システムの運用状況 環境関連法規等の順守状況 対象とすべき環境負荷及び活動状況 	○	<ul style="list-style-type: none"> 確認、評価に基づく原因分析の項目を追加 確認頻度を「<u>少なくとも毎年1回以上、適切な頻度</u>」と定義 	-
14.	代表者による全体の評価と見直し・指示	代表者（経営者）は、定期的にエコアクション21全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 代表者は、定期的にEA21に基づく環境経営全体の取組状況及びその有効性を評価、審査人の支援サポートのもと、全般的な見直しを実施 評価結果に基づき、必要な指示を出す 	●	<ul style="list-style-type: none"> 評価及び見直しに基づく指示活動をより明確にするため、タイトルを変更 要求事項は、事業者に向けた事項であることを鑑み、要求事項からは「<u>審査人の支援のもと</u>」という文言を除く。当該点は、要求事項の解説及び審査に係る文書にて明示。 	-

凡例：AAA：現行版第3章の解説部分要求事項に記載された内容で、改訂要求事項案に入れた項目

AAA：新規で追加した項目

AAA：第三回作業部会の議論を踏まえた改訂部分